

EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを 追加するに当たっての必要な措置について

これまでの本検討会におけるとりまとめ内容と今後の検討の方向性について

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

～経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について～(平成28年3月7日)(抄)

- (前略)特に訪問系サービスについては、EPA介護福祉士の受入れは、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に行われているものであり、外交上の配慮という観点からも、EPA介護福祉士の人権擁護が確実に図られる必要がある。このため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっては、人権擁護等の観点から、必要な措置を併せて講じることが必要である。
- この必要な措置の内容としては、(中略)様々な意見があったことから、引き続き、本検討会において議論を行うこととする。

《今後の検討の方向性》

- EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たって講ずべき必要な措置については、EPA介護福祉士が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士としての国家資格を有する者であることを前提として、EPA介護福祉士の人権擁護や利用者の安心といった観点から、具体的な検討をしてはどうか。
- この場合、現行の介護保険制度等において、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施などが義務付けられていることを前提として、さらに、どのような措置を追加的に実施すべきかを検討する必要があるのではないか。

EPA介護福祉士が訪問系サービスに就労する場合に想定される課題(1)

【前回(第11回)検討会において示されたもの】

- 利用者及び家族との連絡ノートや他職種連携の連絡ノートへの記録(状態の変化等)・申し送りが適切に行えるか。
- 記録作成時において正確な漢字の使用や的確なニュアンスの伝達を行えるか。
- 利用者の急変時や緊急事態発生時(クレーム対応を含む。)において、適切で臨機応変な対応が行えるか。
- 生活援助での調理において、日本人に合わせた調理が行えるか(宗教上禁食されている豚や酒類などの調理や、味付けによる風土の違いなど)。
- 利用者やその家庭それぞれに合わせた援助・対応が行えるか。
- 車両の運転について、特に雪国などでの運転による事故が起こらないか。
- 小規模で少人数の事業運営を行っている事業所では研修体制の整備は難しいのではないか。
- 利用者の所有物が紛失した際に、犯人扱いされた場合の対応が行えるか。

EPA介護福祉士が訪問系サービスに就労する場合に想定される課題(2)

【事務局において施設等への聞き取りを行ったもの】

○訪問介護事業所を運営するEPA受入施設:5施設(老健施設:2、特養:3(EPA介護福祉士:11名))

- 日本語の機微な表現を理解し、利用者や家族との意思疎通が図れるか。
- 簡潔にわかりやすい日本語で連絡ノートに記載できるか。
- 利用者の体調の変化等を一人で把握し判断することができるか。
- 介護計画に記載されていないことを依頼された際の対応が適切にできるか。
- 日本食を作ることができず、対応できるサービスに制限がかかるのではないか。
- 小規模な事業所では、管理が行き届かず、事故などに巻き込まれる可能性が高くなるのではないか。
- 高齢者は、まだ女性や外国人に対する偏見意識が強い。
- 登録制を実施している事業所で、随時報告を受けることが困難になりやすいのではないか。

○外国人訪問介護員※を雇用している訪問介護事業所:4施設(外国人訪問介護員※:14名)

(※ EPAではなく、「日本人の配偶者等」などの在留資格を得て日本に滞在し、訪問介護事業所に就労している者。)

※ 長期間日本に在留していることから、利用者と介護職のマッチングを適切に行えば問題ない。

- 利用者の急変時等、適切な対応ができるか。
- 介護計画以外の依頼があった場合の対応が適切にできるか。
- 日本食の味付けが修得できるか。

課題を踏まえた必要な措置を検討するに当たっての視点・論点(案)

○ EPA介護福祉士が訪問系サービスに就労する場合に想定される課題については、既存の制度における訪問介護事業所のサービス提供責任者や訪問介護事業者の責務※等により、相当程度の対応が図られるのではないか。

※ サービス提供責任者の責務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第28条)

- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ・ 訪問介護員等に対する具体的な援助項目及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達
- ・ 訪問介護員等の業務の実施状況の把握、能力や希望を踏まえた業務管理の実施
- ・ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施

※ 訪問介護事業者による苦情処理、事故発生時の対応(基準省令第36・37条)

- ・ 利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情受付窓口の設置等の必要な措置
- ・ 利用者の苦情に関する市町村等からの調査への協力、市町村等の指導等に従った必要な改善や改善内容の報告
- ・ 事故発生時の利用者の家族等への連絡、必要な措置

○ 訪問系サービスの就労に当たって、一定の日本語能力を担保するという観点から、EPA介護福祉士に日本語能力に関する要件(日本語能力試験)を設ける必要があるか。

○ EPA介護福祉士の①訪問サービス提供に関する適切な記録等の作成②緊急事態発生時の対応③日本の生活に合わせたサービス提供上の課題を踏まえ、既存の制度を前提としつつ、更に、丁寧かつ具体的に対応するため、次のような対応が考えられるのではないか。

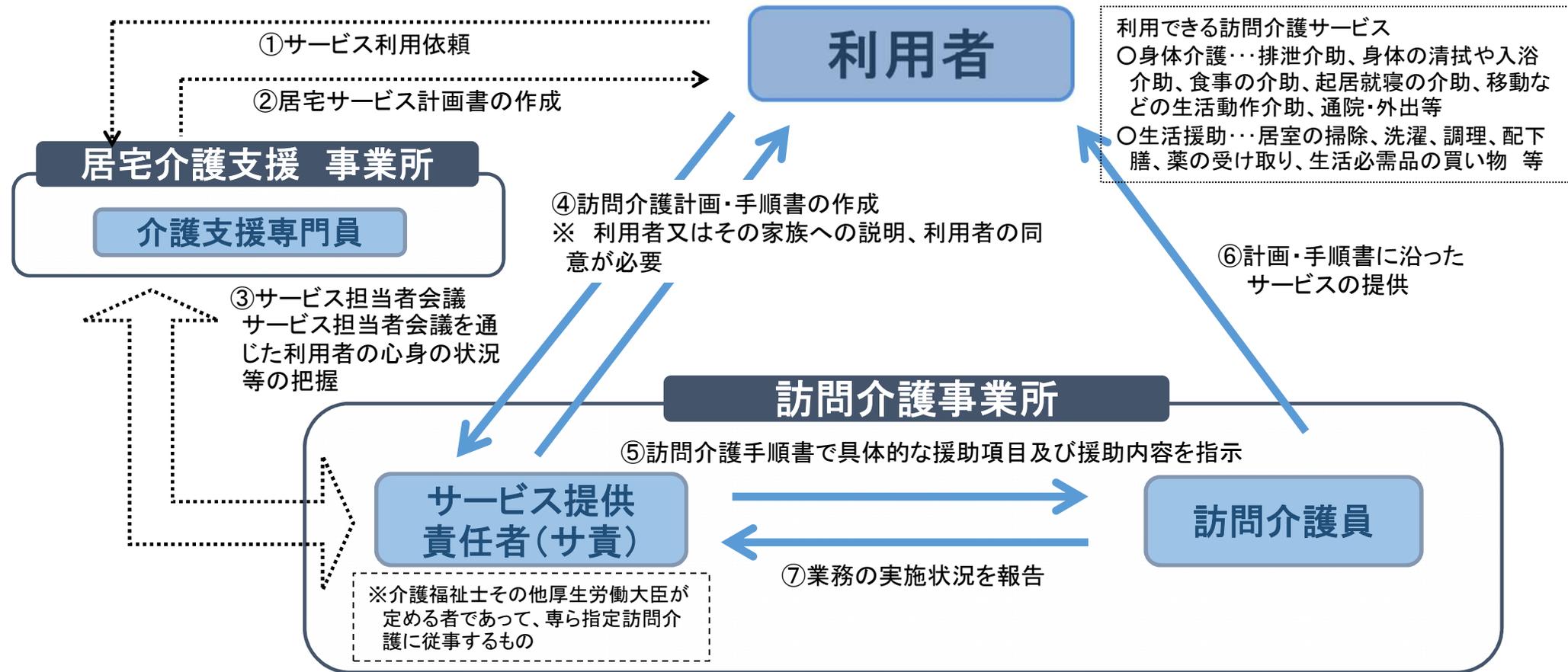
- ・ 訪問系介護サービスの研修(日本の生活様式や習慣等を含む。)
 - ・ 緊急時の対応マニュアルの整備及び研修
 - ・ 数回程度又は一定期間、指導者が同行すること
- ※ 回数や期間については、個々の状況により一概に規定することは難しい。
- ・ 記録や報告事項の定型化などの工夫

○ また、これらの対応事項について、EPA介護福祉士受入れの要件とすべきか。ガイドラインや留意事項の通知とすべきか。

課題を踏まえた必要な措置を検討するに当たっての視点・論点(案)

- さらに、EPA介護福祉士の人権擁護の観点から、EPAの枠組みを活用し、JICWELSによる受入れ事業者への指導やEPA介護福祉士の相談等の支援を強化する必要があるのではないか。具体的には、以下の措置が考えられる。
 - ・ 母国語における相談窓口の強化
 - ・ 適切な業務管理の実施状況について、巡回訪問における事業管理者やサービス提供責任者への確認
 - ・ EPA介護福祉士候補者の受入れ実績がない事業者へのEPA受入れ制度の理解の徹底

(参考)訪問介護サービス利用の仕組み



◎指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) (注) 利用者への対応:一重線、介護員への対応:二重線

サービス提供責任者の責務(第28条)

- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ・ 訪問介護員等に対する具体的な援助項目及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達
- ・ 訪問介護員等の業務の実施状況の把握
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施
- ・ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施

苦情処理(第36条)、事故発生時の対応(第37条)

＜訪問介護事業者＞

- ・ 利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情受付窓口の設置等の必要な措置
- ・ 利用者の苦情に関する市町村等からの調査への協力、市町村等の指導等に従った必要な改善や改善内容の報告
- ・ 事故発生時の利用者の家族等への連絡、必要な措置

※ 施設系介護サービスでは、介護職員の業務の把握や能力、希望を踏まえた業務管理等の介護職員に着目したものは規定されていない。